

山梨県公報

第千三百二号

平成十四年

七月八日

月 曜 日

目次

土地収用事業の認定……………三五五
都市計画事業の認可……………三五五

特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………三五六
平成十四年度行政書士試験の実施……………三五六

土地改良区役員の退任及び就任……………三五八
人事委員会……………三五八

口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示方法の一部改正……………三五九
平成十四年度山梨県職員採用初級及び小中学校栄養職員採用試験の実施……………三五九
第五十九回(平成十四年度)警察官B採用試験の実施……………三六一
公安委員会……………三六一

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………三六四

告示

山梨県告示第二百八十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十四年七月八日

山梨県知事 天 野 建

一 起業者の名称

白州町

二 事業の種類

白州町大坊地区農業集落排水処理施設建設事業

三 起業地

収用の部分 北巨摩郡白州町大字大坊字前田地内

使用の部分 なし
土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
白州町役場環境課

山梨県告示第二百八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年七月八日

山梨県知事 天 野 建

一 施行者の名称

境川村

二 都市計画事業の種類及び名称

東八代都市計画下水道事業境川村公共下水道

三 事業施行期間

平成元年八月十日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

東八代郡境川村大字大窪字赤羽、字出間、字中道、字廣道、字熊ノ堂、字滝ノ上、字横田、字広才ケ、字破場及び字下破場の各一部並びに大字藤袋字滝ヶ原、字水口、字後町、字大塚、字辻、字切付、字室屋、字蘇在塚、字北ノ宮、字諏訪前、字日向、字後子ノ神、字諏訪尻、字八乙女、字御所山及び字下帯石の各一部並びに大字寺尾字上原、字北原、字百駄沢、字上寺尾、字白戸、字万合地、字中寺尾、字稲干場、字前付、字日影田、字別当、字山崎、字大木前、字坂下、字天神、字宮ノ前、字権上、字日向林、字松葉田、字前田、字間門、字物見塚、字北ノ山及び字下寺尾の各一部並びに大字大黒坂字上屋敷、字上嶽及び字一の沢の各一部並びに大字小黒坂字宝塚の全部並びに大字小黒坂字手古松、字立石、字一の沢、字大蔵、字黒木、字銭神、字神ノ木、字前田、字中耕地、字四石田、字山田、字間ノ田、字柳原、字水上及び字金山の各一部並びに大字前間田字宮ノ上、字新畑、字久保田、字宮ノ前、字宮ノ下、字仲坪、字浅川、字俣ノ上、字石原田及び字西原の各一部並びに大字小山字曾利田、字東久保、字中村、字中丸、字神田、字西窪、字京原、字神ノ前及び字堤の各一部並びに大字石橋字上組、字柿ノ木、字具元、字佃、字七反田、字仲ノ坪、字下釜田、字上穂垂、字下穂垂、字蕨田、字佛具、字下永塚、字南仲ノ町、字北仲ノ町、字水口、字先屋敷、字万福寺、字東大通路及び字西大通路の全部並びに大字

石橋字南砂吐、字松ノ木田、字一丁目、字車地藏、字毘沙門、字本光寺、字宮前、字山本、字志村、字薬林寺、字四反田、字神田、字飛禪、字尺田、字久保田、字上釜田、字五反田、字伊勢前、字内河原、字西天神南割、字西天神北割、字東天神、字溜井、字東清水、字横田、字西清水、字若目、字白光田、字川向及び字赤座の各一部並びに大字三桐字上向、字下向、字川久保、字西川、字堀向、字東畑、字彼岸田、字八講田及び字三録町の各一部並びに大字大坪字八反田、字鶴田、字獅ヶ坪、字小町田、字荒井及び字恵又の各一部並びに東八代郡中道町大字上曾根字鳶、字久保田、字宿入及び字一丁田並びに大字白井字深田の各一部

2 使用の部分
なし

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月八日

山梨県知事 天 野 建

一 申請のあつた年月日 平成十四年六月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 かぶとむし村
- 2 代表者の氏名 中村清治
- 3 主たる事務所の所在地 大月市賑岡町奥山千二百九十二番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、知的障害児及び痴呆性老人に対して、デイホームサービス等に関する事業を行い、知的障害児及び痴呆性老人の福祉に寄与することを目的とする。

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月八日

山梨県知事 天 野 建

一 申請のあつた年月日 平成十四年六月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 茅ヶ岳歴史文化研究所
- 2 代表者の氏名 小泉昭明
- 3 主たる事務所の所在地 北巨摩郡明野村上手八千三百十番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、主に山梨県内に在住する人々に対して、文化財に関する情報と役務を提供し、地域史に関する知識、理解の深化、文化財保護意識の高揚を図り、茅ヶ岳山麓および周辺地域の文化財と歴史環境を保全、活用することをもって公益の増進に寄与することを目的とする。

● 平成十四年度行政書士試験の実施

財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があつた。

平成十四年七月八日

山梨県知事 天 野 建

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。

平成十四年七月八日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 砂子田 隆

- 1 試験期日 平成14年10月27日(日)午後1時から午後3時30分まで
- 2 試験場所 甲府市酒折2丁目4番5号 山梨学院大学
- 3 試験の科目及び方法
 - (1) 試験科目

| 試験科目 | 内容等 |
|---------------------------|--|
| 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数 40題) | 行政書士法(行政書士法施行規則を含む。)憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成14年4月1日現在施行されている法令に關し出題します。 |
| 一般教養(出題数 20題) | |

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行います。
 イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とします。

4 受験手続

- (1) 受付期間 平成14年8月5日(月)から8月30日(金)まで
- (2) 受付場所 (財)行政書士試験研究センター
- (3) 提出書類 受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。8月30日の消印があるものまで受け付けます。
- (4) 受験手数料 7,000円
 受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。
- (5) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

ア 郵便配布

配布期間 平成14年8月1日(木)から8月23日(金)まで
 郵送を希望する方は、160円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズ)の用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵送で請求してください。(8月23日必着のこと)

名称 (財)行政書士試験研究センター

住所 〒152-8799 目黒郵便局留

イ 備え置き・配布窓口

備え置き・配布期間 平成14年8月1日(木)から8月30日(金)まで
 備え置き・配布場所

- ・ 山梨県行政書士会：甲府市丸の内1-9-11山梨県民会館3階
 (土、日を除く午前9時から午後5時まで)
 - ・ 山梨県総務部私学文書課：甲府市丸の内1-6-1
 - ・ 峡中地域振興局企画振興部地域振興課：甲府市丸の内1-6-1
 - ・ 峡東地域振興局企画振興部総務課：塩山市上塩後1239-1東山梨合同庁舎
 - ・ 峡南地域振興局企画振興部総務課：南巨摩郡沢村町771-2南巨摩合同庁舎
 - ・ 峡北地域振興局企画振興部総務課：韮崎市本町4-2-4北巨摩合同庁舎
 - ・ 富士北麓・東部地域振興局企画振興部総務課：都留市田原3-3-3南都留合同庁舎
- (土、日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(6) 連絡先(問い合わせ先)

(財)行政書士試験研究センター
 電話番号 03(5725)7460

5 特別措置の実施

身体機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置をとることがありますので、受験申込みに先立って連絡先へ早めにご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

- (1) 日時 平成15年1月15日(水) 午前9時
- (2) 方法 (財)行政書士試験研究センターの掲示版に合格者の受験番号を公示(掲示)します。また、公示後、受験者全員に合格通知書を郵送します。

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、甲西土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十四年七月八日

山梨県知事 天野 建

一 退任

| 役職名 | 氏名 | 住 所 | 退任年月日 |
|-----|-------|----------------|-----------|
| 理事 | 青木 一郎 | 中巨摩郡甲西町秋山六九〇番地 | 平成十四年六月三日 |
| 同 | 石川 晃 | 古市場三一九番地 | 同 |
| 同 | 今沢 忠文 | 鮎沢二二二番地 | 同 |
| 同 | 中山 高光 | 湯沢一 番地 | 同 |
| 同 | 塩沢 博 | 落合二六三番地 | 同 |
| 同 | 塩沢 誠 | 二二八九番地 | 同 |
| 同 | 塩沢 正哉 | 二〇九六番地 | 同 |
| 同 | 深沢 真一 | 一〇六一番地 | 同 |
| 同 | 新津 安雄 | 一〇六九番地 | 同 |
| 同 | 新津 高之 | 八四二番地 | 同 |
| 同 | 矢崎 民子 | 塚原二 番地 | 同 |
| 同 | 小松 孝夫 | 川上三八一 番地 | 同 |
| 同 | 石川 武 | 五六五番地 | 同 |
| 同 | 北村 像盛 | 鮎沢二二五番地 | 同 |
| 同 | 今津 三夫 | 湯沢八三〇番地 | 同 |
| 同 | 高石富士雄 | 九八九番地 | 同 |
| 同 | 横沢 信春 | 一〇九番地 | 同 |
| 同 | 塩沢 雅徳 | 落合二〇三九番地 | 同 |
| 同 | 新津 人実 | 一一七二番地 | 同 |

二 就任

| 役職名 | 氏名 | 住 所 | 就任年月日 |
|-----|-------|----------------|-----------|
| 理事 | 今沢 忠文 | 中巨摩郡甲西町鮎沢二二二番地 | 平成十四年六月四日 |
| 同 | 高石 鷹雄 | 湯沢九〇七番地 | 同 |
| 同 | 塩沢 隆紀 | 二二三番地 | 同 |
| 同 | 塩沢 貞雄 | 八四番地 | 同 |
| 同 | 今津 幸喜 | 八二一 番地 | 同 |
| 同 | 荻原 眞次 | 一一一四番地 | 同 |
| 同 | 深沢 誠 | 落合二八九番地 | 同 |
| 同 | 依田 幸蔵 | 二二六五番地 | 同 |
| 同 | 塩沢 雅徳 | 二〇三九番地 | 同 |
| 同 | 深沢 経生 | 一九九〇番地 | 同 |
| 同 | 新津 人実 | 一一七二番地 | 同 |
| 同 | 新津 政明 | 一二二〇番地 | 同 |
| 同 | 依田 清登 | 一〇七七番地 | 同 |
| 同 | 新津 森次 | 八五五番地 | 同 |
| 同 | 石川 長夫 | 塚原二七七番地 | 同 |
| 同 | 金子 正勝 | 一七二二番地 | 同 |
| 同 | 石川 勇 | 川上五六九番地 | 同 |
| 同 | 浅川 誠 | 五六四番地 | 同 |
| 同 | 野田 廣茂 | 鮎沢一五三番地 | 同 |

| | | | |
|----|-------|-----------|---|
| 同 | 金子 孝男 | 塚原一三九一 番地 | 同 |
| 監事 | 高石 鷹雄 | 湯沢九〇七番地 | 同 |
| 同 | 依田 仁六 | 鮎沢一四四番地 | 同 |
| 同 | 新津 守国 | 落合八三一 番地 | 同 |

| | | | | |
|---|----------|---|----------|---|
| 同 | 小林 順一 | 同 | 古市場一六九番地 | 同 |
| 同 | 監事 市橋 幸男 | 同 | 湯沢四三番地 | 同 |
| 同 | 新津 清二 | 同 | 落合一二三六番地 | 同 |
| 同 | 藤巻 磯雄 | 同 | 鮎沢五七九番地 | 同 |

人事委員会

山梨県人事委員会告示第一号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示方法（平成十五年山梨県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。
平成十四年七月八日

山梨県人事委員会

委員長 村 松 晃

表中

総合得点及び順位（第一次試験の結果に基づいて、山梨県のみを志望した不合格者に係るものに限る。）

同右

を

総合得点及び順位（第一次試験の結果に基づいて、山梨県を第一志望とし、山梨県を第一志望として、かつ、山梨県に属する者（静岡県を除く））

一 山梨県のみを志望した者
二 山梨県と山梨県以外の都府県を併せて志望した者

に、

小中学校事務職員採用試験

同右

同右

望した者に係るものについて、当該都府県の最終合格発表日から一月間

を

小中学校事務職員採用試験

総合得点及び順位（第一次試験の結果に基づいて、不合格者に係るものに限る。）

合格発表日から一月間

に改める。

●平成十四年度山梨県職員採用初級及び小中学校栄養職員採用試験の実施
平成十四年度山梨県職員採用初級及び小中学校栄養職員採用試験を次のとおり実施する。
平成十四年七月八日

山梨県人事委員会

委員長 村 松 晃

1 試験職種及び採用予定人員等

| 試験区分 | 試験職種 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|---------|---------|--------|--|
| 初 級 | 行 政 | 若干名 | 県各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。 |
| | 警 察 事 務 | 1名程度 | 県警察の各機関に勤務し、一般事務に従事する。 |
| 学 校 栄 養 | 木 | 1名程度 | 主として道路、河川、都市計画、治山・林道等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。 |
| | 木 | 2名程度 | 県内の公立小中学校又は共同調理場に勤務し、学校給食に関する専門的業務に従事する。 |

2 受験資格

(1) 資格及び免許

| 試験区分 | 試験職種 | 資 格 ・ 免 許 |
|---------|---------|---|
| 初 級 | 行 政 | 昭和56年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者 |
| | 警 察 事 務 | |
| 学 校 栄 養 | 木 | 昭和51年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許取得者又は平成15年3月31日までに免許取得見込みの者 |
| | 木 | |

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ・ 日本国籍を有しない者（「学校栄養」は除く。）
- ・ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又これに加入した者

3 試験日及び試験会場

| 区 分 | 試 験 日 | 試 験 会 場 |
|-----------|--|-----------------------------|
| 第 1 次 試 験 | 平成14年9月29日(日) (受付時間)午前8時30分~午前9時 行政及び警察事務の試験は正午頃、土 木及び学校栄養の試験は午後3時30 分頃それぞれ終了予定。 | 山 梨 学 院 大 学 (甲府市通折2-4-5) |
| | 平成14年10月18日(金) | 甲 府 市 内 |
| 第 2 次 試 験 | 平成14年11月7日(木) | (第1次合格通知書で指定する。) |

4 試験方法

| 区分 | 試験種目 | 内 容 |
|-----------|-----------------------|---|
| 第 1 次 試 験 | 教 養 試 験 (試験時間120分) | 公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。 ・ 出題数は50題とする。 ・ 出題分野は別掲のとおりとする。 |
| | 専 門 試 験 (試験時間120分) | 試験職種に応じた専門的知識、能力等について、択一式による筆記試験を行う。なお、行政及び警察事務の試験職種は、専門試験を実施しない。 ・ 出題数は40題とする。 ・ 出題分野は別掲のとおりとする。 |
| 第 2 次 試 験 | 文 作 (試験時間60分) | 文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。 |
| | 人 物 試 験 | 公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。 |
| 第 2 回 試 験 | 人 物 試 験 | 人柄、性等をみるため、個別面接を行う。 |
| | 身 体 検 査 | 職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、所定の「身体検査書」により検査を行う。 |
| 資 格 調 査 | | 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。 |

(別掲)

| 試験種目 | 試験職種 | 出 題 分 野 |
|---------|---------|---|
| 教 養 試 験 | 全 職 種 共 | 知識分野 社会科学、人文科学、自然科学等 知能分野 文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈等 |
| 専 門 試 験 | 土 木 | 数学・物理・情報技術基礎、土木設計、水理、土質力学、測量、土木計画、土木施工等 |
| | 学 校 栄 養 | 公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論、栄養指導等 |

5 合格者の発表

| 第 1 次 試 験 合 格 者 | 10月上旬 | 山梨県庁の掲示版(スクラソノリ交差点ざわ)に受験番号を掲示するとともに、合格者に通知する。 |
|-----------------|-------|--|
| 最 終 合 格 者 | 11月中旬 | 山梨県庁の掲示版(スクラソノリ交差点ざわ)に受験番号を掲示するとともに、第2次試験受験者全員に、結果を通知する。 |

上記の掲載内容(合格者の受験番号)は、掲示後、山梨県ホームページ(<http://www.pref.yamanashi.jp/>)に掲載する。(掲載期間は掲載後14日間。発表当日は回線が混み合う可能性がある。) なお、電話での問い合わせには、応じない。

6 試験結果の開示
この採用試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第18条第1項の規定に基づき、口頭で開示請求することができます。
なお、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人であることを明らかにする書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、受験番号票等）を持参のうえ、受験者本人が直接開示場所へ来ること。

| 試験 | 開示請求できる者 | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|-------|----------|----------|------------|----------|
| 第1次試験 | 不合格者 | 総合得点及び順位 | 合格発表日から1月間 | 人事委員会事務局 |
| 第2次試験 | 受験者 | | | |

7 合格から採用まで
合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登録され、任命権者（知事、教育委員会等）が採用者を決定する。
なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則1年間である。
資格・免許を必要とする試験職種にあっては、指定日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿に登録されても採用される資格を失う。

| 試験職種 | 初任給(円) | その他手当 |
|------------|---------|------------------------------|
| 初級職（高校卒） | 146,500 | 通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・学校栄養（短大二卒） |
| 学校栄養（短大二卒） | 161,500 | 勤労手当等が支給要件に応じて支給される。 |

初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがある。

| 9 受験手続 | |
|--------|---|
| 申込方法 | 申込書及び受験票に必要事項を記入し、人事委員会事務局まで持参するか又は郵送すること。郵送の場合は、封筒の表に「初級受験」又は「学校栄養受験」と朱書きし、必ず書留郵便にすること。平成14年8月22日木から平成14年9月9日月までで、土曜日及び日曜日を除く。郵送の場合は、9月9日までの消印のあるものに限り受け付ける。 |
| 受付期間 | 受付時間は午前8時30分から午後5時まで |
| 受験票の交付 | 受験票は、9月19日頃までに到着するよう郵送する。それまでに受験票が到着しない場合は、問い合わせること。 受験票が到着したら、申込み前6ヶ月以内に撮影した写真（タテ6cm、ヨコ5cm、上半身、脱帽正面向きのもの）を受験票にはり、試験当日必ず持参すること。 受験票に写真をはってない場合は受験できない。 |
| 問い合わせ先 | 山梨県人事委員会事務局 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1（県庁別館3階） 055-223-1821 |

10 その他

- ・複数の試験職種の申し込みはできない。
- ・受付期間終了後の試験職種の変更は認めない。
- ・試験当日、受付時間に遅れた者は受験できない。
- ・試験当日、受験票には写真（上記規格）をはって持参すること。
- ・写真のない者は、受験できない。
- ・試験当日、受験票、筆記具及び鉛筆削りを持参すること。（なお、筆記具については、解答を機械で読み取るので、消さはHBとし、先が細いものやボールペンなどの書き直しのできないものは不可。また、消しゴムも消しなど紙を破損する恐れのあるものは不可。）
- ・土木及び学校栄養の受験者は、昼食を持参すること。
- ・携帯電話等について、試験中の使用（時計代わりの使用も含む。）は認めない。
- ・大学構内には駐車できないので、電車、バス等を利用すること。

● 第五十九回（平成十四年度）警察官B採用試験の実施
第五十九回（平成十四年度）警察官B採用試験を次のとおり実施する。
平成十四年七月八日

山梨県人事委員会
委員長 村松 晃

警察官B（男性）の第1次試験は、山梨県が警視庁（東京都）、神奈川県、静岡県と共同で実施する。警察官B（男性）の受験申込みの際、志望する都県を第2志望まで記入することができる。ただし、山梨県以外の都県を第1志望とした場合には、山梨県を第2志望とすることはできない。第1次試験で第1志望都県に合格した者は、第2志望は考慮されない。受験年齢は、各都県により異なるので、志望都県選択の際には、各都県の受験年齢を確認すること。警察官B（男性）及び警察官B（女性）の第2次試験は、山梨県と他の都県では別々を実施する。警察官B（女性）を受験しようとする者は、山梨県以外の都県を志望することはできない。同一年度内に実施する警察官A採用試験【（男性）、（男性/武道指導）及び（女性）】と警察官B採用試験【（男性）及び（女性）】の両方を受験することはできない。受付期間終了後は、試験職種、志望都県及び志望職位の変更はできない。

1 試験職種及び採用予定人員等

| 試験職種 | 都県名 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|----------|----------|---------------------------|------|
| | 警察官B（男性） | 山梨県 警視庁 神奈川県 静岡県 | |
| 警察官B（女性） | 山梨県 | 2名程度 | |

2 受験資格

年齢・性別・学歴等

| 試験職種 | 都県名 | 年齢及び性別 | 学歴 |
|----------|----------|--------------------------------|----|
| | 警察官B（男性） | 山梨県 | |
| 静岡県 | | 昭和47年9月23日から昭和60年4月1日までに生まれた男性 | |
| 警察官B（女性） | 山梨県 | 昭和47年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた女性 | |

（注）「これと同等以上の学力があると認められる者」については、志望する各都県に直接問い合わせること。

- ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。
- ・日本国籍を有しない者
 - ・地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受付期間
平成14年7月24日（水）から平成14年8月23日（金）まで
（郵送の場合は、平成14年8月23日までの消印のあるものに限り返付け可。）

4 試験の日及び場所
（1）第1次試験
平成14年9月22日（日）（受付時間は、午前8時40分から午前9時まで。）
山梨学院大学（甲府市酒折二丁目4-5）
（2）第2次試験

| 区 | 分 | 実施日 | 場 所 |
|--------|---|-------------------|-----|
| | | 山梨県 第1回 第2回 | |
| その他の都県 | | 平成14年10月以降 | 同 上 |

5 試験の方法

(1) 第1次試験
全試験職種について実施

| 区 | 分 | 内 容 | 容 |
|---------------|------------|---|--------------------------------------|
| 教 養 試 験 | (試験時間120分) | 警察官として必要な一般的知識及び知能について、高等学校で履修した程度の試験を行う。択一式により50題出題する。 | (出題分野) 社会・人文・自然・判断推理・数的処理・文章理解・資料解釈等 |
| 身 体 ・ 体 力 検 査 | | 職務遂行上必要な身体的・体力的条件を満たすか否かについて検査する。(検査項目別掲) | |

(2) 第2次試験

警察官B（男性）【山梨県】及び警察官B（女性）について実施

| 区 | 分 | 内 容 | 容 |
|-----|---------|---|---|
| 第1回 | 作文（60分） | 構成力、表現力等について文章による試験を行う。 | |
| 第2回 | 身体検査 | 警察官として必要な素質や適性について検査する。 胸部疾患、性病等の伝染性疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて医師により検査する。(検査項目別掲) | |
| 回 | 面接試験 | 個別面接により、人物についての試験を行う。 | |

山梨県以外の都県においても、試験科目はほとんど同じであるが、詳細については第1次試験合格通知書で示される。

(3) その他
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査する。

(別掲) 身体・体力検査項目

| 検査項目 | 基準 | |
|-----------|---|---------------|
| | 警察官B(男性) | 警察官B(女性) |
| 身長 | 160cm以上であること。(警視庁の場合は、概ね160cm以上であること。) | 155cm以上であること。 |
| 体重 | 47kg以上であること。(警視庁の場合は、概ね48kg以上であること。) | 43kg以上であること。 |
| 脚囲 | 78cm以上であること。(警視庁には基準なし。) | |
| 視力 | 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。(警視庁の場合は、両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも裸眼視力が概ね0.1以上で矯正視力が1.0以上であること。) | |
| 色覚 | 正常であること。 | |
| 聴力 | 正常であること。 | |
| 関節及び五指の運動 | 職務遂行に支障のない身体的状態であること。 | |
| その他 | 敏しよ性、瞬発力、筋力、持久力、柔軟性等について検査する。 | |

第1次試験においては、関節及び五指の運動並びに体力について検査し、その他の項目については第2次試験の身体検査において検査する。なお、コンタクトレンズを使用している者は、視力検査にあたり保管ケースを持参すること。

6 合格者の発表

| 区分 | 第1次試験合格者発表 | 最終合格者発表 |
|--------|---|--|
| 山梨県 | 9月下旬に山梨県庁の掲示版(オンライン交差点ざわ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。 | 11月下旬に山梨県庁の掲示版(オンライン交差点ざわ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、第2次試験受験者全員に試験の結果を書面で通知する。 |
| その他の都県 | 山梨県の発表後、合格者にはそれぞれの都県から書面で通知する。 | 山梨県の発表後、第2次試験受験者全員に試験の結果をそれぞれの都県から書面で通知する。 |

掲示内容(合格者の受験番号)は、掲示後、山梨県ホームページ(<http://www.pref.yamanashi.jp/>)に掲載する(掲載期間は、掲載後14日間、発表当日は回線が混み合う可能性がある)。なお、電話での問い合わせについては、応じていない。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第18条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。なお、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人であることを明らかにする書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、受験番号票等)を持参のうえ、受験者本人が直接開示場所へ来ること。

| 志望区分 | 試験 | 開示請求できる者 | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|-----------------------|-------|---|----------|------------|------------------|
| 山梨県のみを志望した者 | 第1次試験 | 不合格者 | 総合得点及び順位 | 合格発表日から1月間 | 人事委員会事務局 |
| | 第2次試験 | 受験者 | | | |
| 山梨県と山梨県以外の都県を併せて志望した者 | 第1次試験 | 山梨県を第1志望とし、かつ、山梨県で不合格となった者(静岡県を第2志望とし、かつ、最終合格となった者は除く。) | | | 各都県の最終合格発表日から1月間 |

山梨県以外の都県のみを志望した者は、志望した都県へ問い合わせること。

8 合格から採用まで

- 合格者は、採用候補者名簿に登録され、任命権者(警察本部長)からの請求に応じて成績順に提示した者のうちから採用される。なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年である。
- 採用は、原則として平成15年4月以降である。
- 採用者は巡査に任命され、警察学校に入校して一定期間の初任教養を受けた後勤務につく。

9 給与等

| 学歴 | 短期大学卒 | 高等学校卒 |
|-----|----------|----------|
| 初任給 | 190,000円 | 174,100円 |

(1) 給料月額(山梨県の場合) (平成14年4月1日現在)

(参考) ア 各都県によって給与に若干の差があるので、山梨県以外の初任給については、各都県に問い合わせること。
イ 会社、官庁等の経歴のある者は、一定の基準で加算される。

- 諸手当
期末・勤勉手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が条件により支給される。
- 被服等
勤務に必要な制服、制帽、ワイシャツ、ネクタイ等が支給される。
- 住宅
各地域に独身寮や、職員住宅が整備されている。

受験手続

| | |
|------|---|
| 申込み | 持参による場合 申込書及び受験票に必要事項を記入し捺印のうえ、山梨県警察本部警務課又は県内各警察署に提出すること。 受験票は申込みの際に確認のうえ交付する。 |
| 方法と | 郵送による場合 申込書及び受験票に必要事項を記入し捺印のうえ、受験票には500円切手をはり、宛て先を明記すること。封筒の裏に「警察官B受験」と朱書きし、山梨県警察本部警務課あてに必ず書留郵便で送ること。 受験票は8月30日頃までに到着するように郵送すること。それまでに到着しない場合は問い合わせること。 |
| 受験票 | 警察官B（男性）では、申込書の「第1志望、第2志望を記入する欄」には、山梨県、警視庁、神奈川県、静岡県、静岡県のなかから第2志望まで記入できる。ただし、山梨県以外の都県を第1志望とした場合には、山梨県を第2志望とすることはできない。なお、第2志望の有無によって合否決定上不利な扱いを受けることはない。 |
| 交付 | 受験票が交付されたら、申込み前6か月以内に撮影した写真（タテ6cm、ヨコ5cm、上半身、脱帽正面向きのもの）を受験票にはり、試験当日に必ず持参すること。受験票に写真ははつてない場合は受験できない。 |
| 受付期間 | 平成14年7月24日（水）から平成14年8月23日（金）まで （土曜日及び日曜日は除くが、県内各警察署では土曜日及び日曜日も受け付ける。） |
| 受付時間 | 午前8時30分から午後5時まで （郵送の場合は、平成14年8月23日までの消印のあるものに限り受け付ける。） |

試験に関する問い合わせ先

- ・山梨県人事委員会事務局 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 055-223-1821
- ・山梨県警察本部警務課 〒400-8586 甲府市丸の内一丁目6-1 055-235-2121(内線2632)
- ・山梨県内各警察署 0120-314874(フリーダイヤル)

その他

- (1) 試験当日、受付時間に受付場所へ遅れた者は受験できない。
- (2) 試験当日は、受験票、筆記具、鉛筆削り及び昼食を持参すること。
（なお、筆記具については、解答を機械で読み取るので、濃さはHBとし、先が細いものやボールペンなどの書き直しのできないものは不可。また、消しゴムも消しにくい紙を破損する恐れのあるものは不可）
- (3) 第1次試験には身体・体力検査があるので、運動着（半そでシャツ、ショートパンツ）及び上履き用運動靴を持参すること。
- (4) 携帯電話等について、試験中の使用（時計代わりにの使用も含む。）は認めない。
- (5) 大学の構内には駐車できないので、電車、バス等を利用すること。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第三十四号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十四年七月八日

山梨県公安委員会

委員長 古 屋 忠 彦

別表第六中

| | | | | | |
|---------------|----------------------------------|--------|----|-----|---------------------|
| 四三三 町道文 教線 | 北都留郡上野原町上野原三、二〇〇番地先（トンネル南詰交差点北側） | 南進する車両 | 終日 | 上野原 | 平成一四年四月四日 告示第一八号 |
|---------------|----------------------------------|--------|----|-----|---------------------|

を

| | | | | | |
|---------------------|----------------------------------|---------|----|-----|---------------------|
| 四三三 町道文 教線 | 北都留郡上野原町上野原三、二〇〇番地先（トンネル南詰交差点北側） | 南進する車両 | 終日 | 上野原 | 平成一四年四月四日 告示第一八号 |
| 四三四 県道甲 昇仙 峡線 | 甲府市下飯田三丁目一、三九号先（芙蓉建設株式会社甲府支店西側） | 南進する車両 | 終日 | 甲府 | 平成一四年七月八日 告示第三四号 |
| 四三五 市道 | 甲府市下飯田三丁目三番一六号先（吉里方南側） | 北東進する車両 | 終日 | 甲府 | 平成一四年七月八日 告示第三四号 |

に改める。

別表第十中

| | | | | | |
|---------|---------|---------------------------|---|-----|-----------------|
| 一、二、四、九 | 国道三五八号線 | 甲府市上今井町二二九番地先（南甲府警察署南交差点） | 三 | 南甲府 | 五九・九・一〇 四三三号 |
|---------|---------|---------------------------|---|-----|-----------------|

を

| | | | | | |
|-------|------------------------------------|------------------------------------|---|----------|--------------------------|
| 四、八七六 | 市道中 | 富士吉田市松山一丁目九番二号 | 四 | 富士 | 平成一四年六月 |
| 四、八七六 | 市道中通り | 富士吉田市松山一丁目九番二号 先(松山一丁目)交差点 | 四 | 富士 吉田 | 平成一四年七月 一三日 告示第一九号 |
| 三、二二九 | 県道甲府仙 | 甲府市下飯田三丁目一番二四号 先(甲府西高校入口交差点) | 四 | 甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 三、二二九 | 県道甲府仙(仙峡線) 仙峡線(仙峡線) 仙峡線(仙峡線) | 甲府市下飯田三丁目一番二四号 先(甲府西高校入口交差点) | 三 | 甲府 | 平七・一一・二 告示 第六一号 |
| 三、〇七八 | 国道一四一 | 葦崎市藤井町南下条五三三番地 の二先(藤井バイパス南詰交差点) | 三 | 葦崎 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 三、〇七八 | 市道南下条 | 葦崎市藤井町南下条五三三番地 の二先 | 一 | 葦崎 | 五九・七・九 三四号 |
| 二、三四九 | 国道三五八号 | 甲府市上今井町二二九番地先 (南甲府警察署南交差点) | 四 | 南甲 府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |

| | | | | | |
|-------|--------|--|---|---------|-------------------------|
| 四、八八八 | 市道 | 甲府市大里町三〇四九番地の 五六先(大里第三団地集会所北 東角交差点) | 一 | 南甲 府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 四、八八七 | 市道 | 甲府市下飯治屋町四一三番地先 (小瀬又ポーツ公園アイスアリ ナ南側) | 一 | 南甲 府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 四、八八六 | 町道新通 | 中巨摩郡竜王町竜王新町一、九 九九番地九先(株式会社ハル研 究所西側交差点) | 二 | 南甲 府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 四、八八五 | 町道三四号 | 中巨摩郡昭和町上河東六三番地 の二先(保坂哲方北側交差点) | 一 | 南甲 府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 四、八八四 | 町道玉才 | 中巨摩郡竜王町西八幡一、六三 〇番地二先(小林欣一方北側交 差点) | 二 | 南甲 府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 四、八八三 | 町道竜 | 中巨摩郡竜王町万才二〇九番地 二先(野田武方南西角交差点) | 一 | 南甲 府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 四、八八二 | 町道 | 中巨摩郡竜王町篠原一、九一六 番地一先(野中北方北東角交差点) | 二 | 南甲 府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 四、八八一 | 町道三九 | 中巨摩郡昭和町飯喰八五一番地 先(県道敷島田富線と町道三九 一号線との丁字路交差点) | 一 | 南甲 府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 四、八八〇 | 県道甲府玉穂 | 甲府市大津町九〇四番地の三先 (アイメツセ山梨北側交差点) | 一 | 南甲 府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 四、八七九 | 県道甲府玉穂 | 甲府市大津町九四六番地の三先 (アイメツセ山梨第二駐車場北 東角交差点) | 二 | 南甲 府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 四、八七八 | 県道甲府玉穂 | 甲府市大津町一、〇八八番地の 三先(日本電気株式会社北側) | 一 | 南甲 府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 四、八七七 | 市道 | 甲府市愛宕町四九番地先(田中 商店前) | 一 | 甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| | 中央通り | 先(松山一丁目)交差点 | | 吉田 | 一三日 告示第一九号 |

| | | | | | |
|-------|----------|---|---|-----|---------------------|
| 四、八八九 | 市道 | 甲府市大里町二、九九〇番地の五〇先(大窪憲政方北西角交差点) | 一 | 府南甲 | 平成十四年七月八日 告示第三四号 |
| 四、八九〇 | 町道三二五三号線 | 中巨摩郡玉穂町下三条一、三九四番地の二先(鷹野桂方北東角交差点) | 二 | 府南甲 | 平成十四年七月八日 告示第三四号 |
| 四、八九一 | 市道 | 甲府市太田町一〇番二号先(小松方北東角交差点) | 一 | 府南甲 | 平成十四年七月八日 告示第三四号 |
| 四、八九二 | 町道長坂高根線 | 北巨摩郡高根町五反田二七二番地先(扇屋商店前交差点) | 一 | 長坂 | 平成十四年七月八日 告示第三四号 |
| 四、八九三 | 広域農道 | 北巨摩郡長坂町長坂下条一、三七二番地一先(小林金吾方畑北側交差点) | 一 | 長坂 | 平成十四年七月八日 告示第三四号 |
| 四、八九四 | 市道 | 富士吉田市下吉田四、九〇一番地の五先(武藤方南西角交差点) | 二 | 府南甲 | 平成十四年七月八日 告示第三四号 |
| 四、八九五 | 市道武蔵四号線 | 富士吉田市ときわ台二丁目二番一四号先(山梨トヨタ自動車郡内マイカーセンター西側交差点) | 一 | 府南甲 | 平成十四年七月八日 告示第三四号 |
| 四、八九六 | 市道 | 富士吉田市小見見二、九九九番地の三七先(明見第一駐在所南側交差点) | 二 | 府南甲 | 平成十四年七月八日 告示第三四号 |

に改める。
別表第十四中

| | | | | | |
|------|---------------------|---------------------|-------|-----|------------------|
| 〇一、四 | 県道甲府道 | 甲府市西下条町の二先(三七番地立体的) | 一、三二〇 | 府南甲 | 平一・二・三 告示第一四号 |
| 〇一、四 | 甲府市西下条町の二先(三七番地立体的) | 甲府市西下条町の二先(三七番地立体的) | 一、三二〇 | 府南甲 | 平一・二・三 告示第一四号 |

| | | | | | |
|------|-----|---------------------|-------|-----|-----------|
| 〇一、四 | 府玉穂 | 甲府市西下条町の二先(三七番地立体的) | 一、三二〇 | 府南甲 | 平成十四年七月八日 |
|------|-----|---------------------|-------|-----|-----------|

| | | | |
|-----|------------|-----|---------|
| 中道線 | 七先(西下条立体的) | けん引 | 日告示第三四号 |
|-----|------------|-----|---------|

| | | | |
|-------|-----------|---------|--------------------|
| 五、四、五 | 国道三〇号(旧道) | けん引(除く) | 平成十四年四月二日 告示第二号 |
|-------|-----------|---------|--------------------|

| | | | |
|-------|-----------|---------|--------------------|
| 五、四、五 | 国道三〇号(旧道) | けん引(除く) | 平成十四年四月二日 告示第二号 |
|-------|-----------|---------|--------------------|

| | | | |
|-------|----|---------|---------------------|
| 五、一、五 | 町道 | けん引(除く) | 平成十四年七月八日 告示第三四号 |
|-------|----|---------|---------------------|

| | | | |
|-------|----|---------|---------------------|
| 五、一、五 | 町道 | けん引(除く) | 平成十四年七月八日 告示第三四号 |
|-------|----|---------|---------------------|

| | | |
|-----|-----------------------|---|
| 五、五 | 町道 | 中巨摩郡昭和三十九年七月八日告示第三号 |
| 五、五 | 市道 於曾下 一四線 | 塩山市下塩後五三番地の先(塩後交差点)から塩山市下塩後一(塩後交差点)までの西側 |
| 五、五 | 市道 明見大 の水道 線 | 富士吉田市大明見二四番地(明見第一小見)から富士吉田市小見二七九番地(明見第二小見)までの西側 |
| 五、五 | 町道 | 中巨摩郡昭和三十九年七月八日告示第三号 |
| 五、五 | 市道 於曾下 一四線 | 塩山市下塩後五三番地の先(塩後交差点)から塩山市下塩後一(塩後交差点)までの西側 |
| 五、五 | 市道 明見大 の水道 線 | 富士吉田市大明見二四番地(明見第一小見)から富士吉田市小見二七九番地(明見第二小見)までの西側 |
| 五、五 | 町道 | 中巨摩郡昭和三十九年七月八日告示第三号 |

に改める。

別表第十五中

| | | |
|-----|-----------------------|---|
| 四、三 | 県道 甲府玉 穂中道 | 甲府市西下条一、三、四、七番地の先(西下条立体ランプ合流部)から甲府市西下条七五番地(西下条町中交差点)までの西側 |
| 四、三 | 町道 | 中巨摩郡昭和三十九年七月八日告示第三号 |
| 四、三 | 市道 於曾下 一四線 | 塩山市下塩後五三番地の先(塩後交差点)から塩山市下塩後一(塩後交差点)までの西側 |
| 四、三 | 市道 明見大 の水道 線 | 富士吉田市大明見二四番地(明見第一小見)から富士吉田市小見二七九番地(明見第二小見)までの西側 |
| 四、三 | 町道 | 中巨摩郡昭和三十九年七月八日告示第三号 |
| 四、三 | 市道 於曾下 一四線 | 塩山市下塩後五三番地の先(塩後交差点)から塩山市下塩後一(塩後交差点)までの西側 |
| 四、三 | 市道 明見大 の水道 線 | 富士吉田市大明見二四番地(明見第一小見)から富士吉田市小見二七九番地(明見第二小見)までの西側 |
| 四、三 | 町道 | 中巨摩郡昭和三十九年七月八日告示第三号 |

を

| | | |
|-----|-----------------------|---|
| 四、三 | 削除 | 平成十四年七月八日告示第三号 |
| 四、三 | 町道 | 中巨摩郡昭和三十九年七月八日告示第三号 |
| 四、三 | 市道 於曾下 一四線 | 塩山市下塩後五三番地の先(塩後交差点)から塩山市下塩後一(塩後交差点)までの西側 |
| 四、三 | 市道 明見大 の水道 線 | 富士吉田市大明見二四番地(明見第一小見)から富士吉田市小見二七九番地(明見第二小見)までの西側 |
| 四、三 | 町道 | 中巨摩郡昭和三十九年七月八日告示第三号 |
| 四、三 | 市道 於曾下 一四線 | 塩山市下塩後五三番地の先(塩後交差点)から塩山市下塩後一(塩後交差点)までの西側 |
| 四、三 | 市道 明見大 の水道 線 | 富士吉田市大明見二四番地(明見第一小見)から富士吉田市小見二七九番地(明見第二小見)までの西側 |
| 四、三 | 町道 | 中巨摩郡昭和三十九年七月八日告示第三号 |

に改める。

別表第十六中

| | | | | |
|-------|-----------------|---------------------------|-----|----------------|
| 三、一〇〇 | 町道 才玉川 万道 | 中巨摩郡竜王町万才一〇七番地土肥逸所有ぶどう園北側 | 南甲府 | 平成十四年七月八日告示第三号 |
|-------|-----------------|---------------------------|-----|----------------|

| | | | |
|-------|----|-----|----------------|
| 三、一〇〇 | 削除 | 南甲府 | 平成十四年七月八日告示第三号 |
|-------|----|-----|----------------|

| | | | | |
|-------|-----------------|----------------------|-----|----------------|
| 三、一〇二 | 町道 才玉川 万道 | 中巨摩郡竜王町万才二二三番地野田武方西側 | 南甲府 | 平成十四年七月八日告示第三号 |
|-------|-----------------|----------------------|-----|----------------|

| | | | |
|-------|----|-----|----------------|
| 三、一〇二 | 削除 | 南甲府 | 平成十四年七月八日告示第三号 |
|-------|----|-----|----------------|

| | | | | |
|-------|----|-----------------------|----|----------------|
| 五、九七一 | 市道 | 甲府市下飯田三丁目六番三号先(石柳食堂前) | 甲府 | 平成十四年七月八日告示第三号 |
|-------|----|-----------------------|----|----------------|

| | | | |
|-------|----|----|----------------|
| 五、九七一 | 削除 | 甲府 | 平成十四年七月八日告示第三号 |
|-------|----|----|----------------|

| | | | | |
|--------|------------------|-----------------------------|-----|------------------|
| 一〇、三九九 | 町道 之西久保 校線 | 中巨摩郡竜王町西八幡三、八八番地一先(小泉駐車場北側) | 南甲府 | 平成十四年五月三〇日告示第一八号 |
|--------|------------------|-----------------------------|-----|------------------|

| | | | | |
|--------|-------------------------|---|-----|--------------------------|
| 一〇、四二一 | 市道一 号線一九 | 甲府市大津町九〇四番地の三先 (アイメツセ山梨北側・南進車 両) | 南甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四二〇 | 市農道 二四一 六号線 | 甲府市大津町三〇番地の二先 (石原琢磨方南西角交差点・南進 車両) | 南甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四〇九 | 市道一 二六 号線 | 甲府市大津町九五七番地の二先 (アイメツセ山梨第二駐車場北 西角交差点・西進車両) | 南甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四〇八 | 市道一 二六 号線 | 甲府市大津町九四六番地の三先 (アイメツセ山梨第二駐車場北 東角交差点・東進車両) | 南甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四〇七 | 市道八 六〇号 線 | 甲府市大津町九四六番地の三先 (アイメツセ山梨第二駐車場北 東角交差点・北進車両) | 南甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四〇六 | 市道 | 甲府市池田三丁目七番八号先 (中田元信方北側・西進車両) | 甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四〇五 | 市道 | 甲府市池田三丁目一番一三三 号先(丸茂優子方南側・東進車 両) | 甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四〇四 | 市道丸 の内五 号線 | 甲府市丸の内三丁目七番一 号先(佐藤クリーニング店北側・ 西進車両) | 甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四〇三 | 市道丸 の内五 号線 | 甲府市丸の内三丁目九番三 号先(月極駐車場南側・東進車 両) | 甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四〇二 | 町道御 岳田松 ケ尾線 | 中巨摩郡敷島町大下条九二九番 地の三先(大村進五方北側・東 進車両) | 甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四〇一 | 町道御 岳田松 ケ尾線 | 中巨摩郡敷島町大下条一、〇三 〇番地先(有敷島陸送北側・西 進車両) | 甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四〇〇 | 市道 | 甲府市下飯田三丁目五九七番地 の一先(甲府西校入口交差点西 側・南西進車両) | 甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、三九九 | 町道下 之久保 西小学 校線 | 中巨摩郡竜王町西八幡三、八八 二番地一先(小泉駐車場北側) | 南甲府 | 平成一四年五月 三〇日 告示第一八号 |

| | | | | |
|--------|-----------------|--|----------|-------------------------|
| 一〇、四二二 | 町道 | 中巨摩郡昭和町築地新田一八 番地先(テルモ株式会社甲府工 場北西角交差点・北進車両) | 南甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四二三 | 公園管 理用道 | 東八代郡中道町下向山一、二 六番地の一先(町道との丁字路 交差点・南進車両) | 南甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四二四 | 町道二 九八号 線 | 中巨摩郡昭和町河西一、〇九二 番地先(河西かすみ堤公園南西 角交差点・南進車両) | 南甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四二五 | 町道二 九八号 線 | 中巨摩郡昭和町河西一、〇八一 番地の一先(東京三菱部品販売 株式会社北東角交差点・北進車 両) | 南甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四二六 | 町道四 八号 線 | 中巨摩郡昭和町紙漕阿原二、三 七九番地の一先(小林方南西角 交差点・南進車両) | 南甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四二七 | 町道四 八号 線 | 中巨摩郡昭和町紙漕阿原二、三 九四番地先(有米山力ツター北 東角交差点・北進車両) | 南甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四二八 | 町道四 一七号 線 | 中巨摩郡昭和町紙漕阿原二、三 九〇番地先(中田方南西角交差 点・南進車両) | 南甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四二九 | 町道四 一七号 線 | 中巨摩郡昭和町紙漕阿原二、三 〇番地の一先(清水方北東角交差 点・北進車両) | 南甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四二〇 | 市道 | 甲府市里吉二丁目二番八号先 (佐藤方南東角交差点・東進車 両) | 南甲府 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四二二 | 広域農 道 | 北巨摩郡長坂町長坂下条一、三 七三番地一先(小林金吾方畑北 側交差点・西進車両) | 長坂 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四二三 | 市道 | 富士吉田市下吉田四、九〇一 番地の五先(武藤方南西角交差 点・南進車両) | 富士吉 田 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四三三 | 市道 | 富士吉田市小見見三、〇〇〇番 地の三先(明見第二駐在所南側 交差点・北進車両) | 富士吉 田 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |
| 一〇、四三四 | 市道 | 富士吉田市小見見三、〇〇〇番 地の四先(明見第二駐在所南側 交差点・北進車両) | 富士吉 田 | 平成一四年七月 八日 告示第三四号 |

に改める。
別表第十七中

| | | | | | | | |
|---------|-----------|----------|-------|----|----|----|----------------------|
| 一、二八六 | 国道三〇号(旧道) | 西八代郡下都町 | 一、七二〇 | 車両 | 終日 | 市川 | 平成一四年四月二五日 告示第二二号 |
| 線停車場 | 県道甲斐 | 側交(望月)から | | | | | |
| イバス南交差点 | 常葉三(常葉六) | 常葉三(常葉六) | | | | | |
| イバス南交差点 | 常葉三(常葉六) | 常葉三(常葉六) | | | | | |

交差点・西進車両

告示第三四号

を

| | | | | | | | |
|---------|-----------|----------|-------|----|----|----|----------------------|
| 一、二八六 | 国道三〇号(旧道) | 西八代郡下都町 | 一、七二〇 | 車両 | 終日 | 市川 | 平成一四年四月二五日 告示第二二号 |
| 線停車場 | 県道甲斐 | 側交(望月)から | | | | | |
| イバス南交差点 | 常葉三(常葉六) | 常葉三(常葉六) | | | | | |
| イバス南交差点 | 常葉三(常葉六) | 常葉三(常葉六) | | | | | |

に改める。

別表第十九中

| | | | | |
|-----------------|-----|-----------------|-----|----------------------|
| 一五九 | 県道富 | 中巨摩郡昭和町飯喰字西一、二 | 南甲府 | 平成一四年五月三〇日 告示第二八号 |
| 線島田富 | | 四六番地の先(釜無川工業団地) | | |
| 西八幡三、六八番地先(竜王西) | | 小学北交差点(メイトル) | | |
| 小学北交差点(メイトル) | | 小学北交差点(メイトル) | | |

を

| | | | | |
|-----------------|-----|-----------------|-----|----------------------|
| 一五九 | 県道富 | 中巨摩郡昭和町飯喰字西一、二 | 南甲府 | 平成一四年五月三〇日 告示第二八号 |
| 線島田富 | | 四六番地の先(釜無川工業団地) | | |
| 西八幡三、六八番地先(竜王西) | | 小学北交差点(メイトル) | | |
| 小学北交差点(メイトル) | | 小学北交差点(メイトル) | | |

に改める。

別表第二十三中

| | | | | |
|-----------------|------|---------------------------------|-----|----------------------|
| 一六一 | 市道下 | 塩山市下塩後五三番地の先(塩山市市民病院) | 塩山 | 平成一四年七月八日 告示第三四号 |
| 一六〇 | 県道甲斐 | 甲府市西下条一、三、四七番地の先(甲府市立体ランプ一三〇番地) | 南甲府 | 平成一四年七月八日 告示第三四号 |
| 一五九 | 県道富 | 中巨摩郡昭和町飯喰字西一、二 | 南甲府 | 平成一四年五月三〇日 告示第二八号 |
| 線島田富 | | 四六番地の先(釜無川工業団地) | | |
| 西八幡三、六八番地先(竜王西) | | 小学北交差点(メイトル) | | |
| 小学北交差点(メイトル) | | 小学北交差点(メイトル) | | |

を

| | | | | | | | |
|----|--------------|---|---|--|--|-----------|---------------------------|
| 三二 | 県道新形 （嶺部） | 中巨摩郡若草 町鏡中二の 一六番地の 一先（本線合 流部）から中 巨摩郡田富町 白井阿部一、 六四一番地の 七先（本線分 離部）まで分 一（〇二〇メ トル） | 二 | | | 南甲 小笠原 | 平成一三年一 二月二七日 告示第五五号 |
| 三三 | 国道一 四〇号 | 甲府市向町二 九二番地の一 先（向町二交 差点）から北 方（四五メ トル）の間 | 三 | | | 南甲 府 | 平成一四年七 月八日 告示第三四号 |

に改める。
別表第三十三中

| | | | | | | | |
|----|-------------------------------------|---------------------------------|---|---------------------|--|--|--|
| 六四 | 県道昇仙 （嶺部開 峡線） （塩部開 国橋線） | 甲府市下飯田三丁目一番二四号先 （甲府西高校入口交差点） | 一 | 六・四・一七 一五号 | | | |
| 六四 | 県道昇仙 （嶺部開 峡線） （塩部開 国橋線） | 甲府市下飯田三丁目一番二四号先 （甲府西高校入口交差点） | 四 | 平成一四年七月八日 告示第三四号 | | | |

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一號

印刷所 株式会社印刷

甲府市北口二丁目六番

| | | | | |
|--|--------------|--|--|--|
| | （嶺部開 国橋線） | | | |
|--|--------------|--|--|--|

| | | | | |
|----|------------|---------------------------------|---|---------------------|
| 三二 | 国道三五 八号 | 甲府市上今井町七〇七番地の二先 （南甲府警察署南交差点） | 四 | 平成一四年七月八日 告示第三四号 |
|----|------------|---------------------------------|---|---------------------|

| | | | | |
|----|------------|---------------------------------|---|---------------------|
| 三三 | 国道三五 八号 | 甲府市上今井町七〇七番地の二先 （南甲府警察署南交差点） | 四 | 平成一四年七月八日 告示第三四号 |
|----|------------|---------------------------------|---|---------------------|

| | | | | |
|----|-------------|---------------------------------|---|----------------------|
| 三四 | 県道敷島 田富線 | 中巨摩郡竜王町西八幡三、八九一 番地三先（玉川西）交差点 | 四 | 平成一四年五月三〇日 告示第二八号 |
|----|-------------|---------------------------------|---|----------------------|

| | | | | |
|----|-------------|---------------------------------|---|----------------------|
| 三四 | 県道敷島 田富線 | 中巨摩郡竜王町西八幡三、八九一 番地三先（玉川西）交差点 | 四 | 平成一四年五月三〇日 告示第二八号 |
|----|-------------|---------------------------------|---|----------------------|

| | | | | |
|----|-------------|---------------------------------|---|----------------------|
| 三四 | 県道敷島 田富線 | 中巨摩郡竜王町西八幡三、八九一 番地三先（玉川西）交差点 | 四 | 平成一四年五月三〇日 告示第二八号 |
|----|-------------|---------------------------------|---|----------------------|

| | | | | |
|----|-------------|---------------------------------|---|----------------------|
| 三四 | 県道敷島 田富線 | 中巨摩郡竜王町西八幡三、八九一 番地三先（玉川西）交差点 | 四 | 平成一四年五月三〇日 告示第二八号 |
|----|-------------|---------------------------------|---|----------------------|

| | | | | |
|----|-------------|---------------------------------|---|----------------------|
| 三四 | 県道敷島 田富線 | 中巨摩郡竜王町西八幡三、八九一 番地三先（玉川西）交差点 | 四 | 平成一四年五月三〇日 告示第二八号 |
|----|-------------|---------------------------------|---|----------------------|

| | | | | |
|----|-------------|---------------------------------|---|----------------------|
| 三四 | 県道敷島 田富線 | 中巨摩郡竜王町西八幡三、八九一 番地三先（玉川西）交差点 | 四 | 平成一四年五月三〇日 告示第二八号 |
|----|-------------|---------------------------------|---|----------------------|

| | | | | |
|----|-------------|---------------------------------|---|----------------------|
| 三四 | 県道敷島 田富線 | 中巨摩郡竜王町西八幡三、八九一 番地三先（玉川西）交差点 | 四 | 平成一四年五月三〇日 告示第二八号 |
|----|-------------|---------------------------------|---|----------------------|

| | | | | |
|----|-------------|---------------------------------|---|----------------------|
| 三四 | 県道敷島 田富線 | 中巨摩郡竜王町西八幡三、八九一 番地三先（玉川西）交差点 | 四 | 平成一四年五月三〇日 告示第二八号 |
|----|-------------|---------------------------------|---|----------------------|

| | | | | |
|----|-------------|---------------------------------|---|----------------------|
| 三四 | 県道敷島 田富線 | 中巨摩郡竜王町西八幡三、八九一 番地三先（玉川西）交差点 | 四 | 平成一四年五月三〇日 告示第二八号 |
|----|-------------|---------------------------------|---|----------------------|